

役員退職慰労金規程

制定昭和 61 年 5 月 9 日

採用平成 8 年 5 月 30 日

改正平成 9 年 4 月 1 日規程第 14 号

(準 則)

第 1 条 常勤役員（出向者を除く。以下「役員」という。）が退任したとき又は、解任されたときは、この規程の定めるところにより退職慰労金を支給する。

(退職慰労金)

第 2 条 退職慰労金は、退職一時金として支給する。

(支給対象者)

第 3 条 退職慰労金は、役員就任 1 年以上の者が退任したとき又は、解任されたときに支給する。

(支給の例外)

第 4 条 懲戒解職による退任者には、退職慰労金の全部又は一部を支給しない。

(退職慰労金の計算方法)

第 5 条 退職慰労金は、退職時の本給の 70% を基準とし、第 6 条の就任期間に対応する支給率を乗じて計算した額とする。

(支給率)

第 6 条 退職慰労金の支給率は、次のとおりとする。

就任期間（年）	1	2	3	4	5	6
支 給 率	1.0	2.0	3.0	4.5	6.0	7.5

就任期間（年）	7	8	9	10	11	12
支 給 率	9.0	10.5	12.5	14.5	16.5	18.5

就任期間（年）	13	14	15	16	17	18
支 給 率	20.5	22.5	24.5	26.5	29.0	31.5

就任期間（年）	19	20
支 給 率	34.0	36.5

20年を超えるとき、1年につき1.0を加算する

- 2 前項の支給率に端数が生じたときは、小数点第3位までとし、それ以下は切り捨てる。

(就任期間の計算方法)

第7条 就任期間は、就任の日から退任の日までとし、暦日により計算する。

- 2 就任期間に1年未満の端数があるときは、暦日によって月割りで計算し、1か月未満は1か月とする。

(休職期間中の就任年数)

第8条 休職期間は、就任期間に算入しない。ただし、業務上の傷病による休職の場合は通算し、特別の事由による休職の場合は、事由により通算することがある。

(加 算)

第9条 在任中功績顕著であった者に対しては、特に増額支給することがある。支給額は会長が定め、理事会の同意を得なければならない。

(支給時期)

第10条 退職慰労金は、退任後1か月以内に一括支給する。

(死亡時の支給順位)

第11条 役員が死亡した場合の退職慰労金は、労働基準法施行規則第42条ないし第45条の規定による遺族補償を受けるべき範囲、ならびに順序によりこれを支給する。